

担い手のライフサイクルに応じた支援

タイトル 被災農業者への金融支援

J A 名 そうま (福島県)

1 動機 (経緯)	東日本大震災および原発事故により農業経営に影響を受けた農業者等に対して、施設等復旧のための資金、営農継続および再開に必要とする資金に対して金融支援をする。
2 概要	①農家経営安定資金 (東日本大震災農業経営対策特別資金) ・地震・津波で被害を受けた農業者の施設の復旧資金および運転資金 ・原発事故により農業経営に影響を受けている農業者の営農継続に必要とする資金。また営農再開するための資金。 貸付限度額：1,000 万円 (個人) 償還期間：10 年以内 (うち据置 3 年以内) 貸付利率：無利子 (J A 取扱いのみ/利子補給および J A 系統機関の助成により) ②農業近代化資金 (震災特例措置) ・地震・津波で農業施設が被害を受けた農業者に対して、大規模な施設の復旧に必要とする資金。 貸付限度：1,800 万円 (個人) 償還期間：18 年以内 (うち据置 10 年以内) 貸付利率：無利子 (利子補給およびに利子助成事業より) 保証料：減免 (無保証料)
3 成果 (効果)	平成 25 年度実績 (件数、実行額) ①農家経営安定資金 15 件 47 百万円 ②農業近代化資金 8 件 42 百万円
4 今後の 予定 (課題)	地域農業の復旧状況は少しずつ進んでいるが、復旧・復興するまでには長期間を要するため、農業者への金融支援も継続を要する。 また復旧してからの経営について、県内は依然として農産物の風評被害があり、震災以前の価格に戻らなければ経営の先行きは不透明であり、これから復旧しようとする農業者の意欲も現状では減退するばかりである。